

会 議 録

会議名 (審議会等名)	平成20年度第7回小金井市廃棄物減量等推進審議会		
事務局 (担当課)	小金井市ごみ対策課		
開催日時	平成21年3月26日(木)午後6時00分から午後8時00分まで		
開催場所	小金井市内		
出席者	委員	<出席者; 10名> 大江会長、庄司副会長、本木委員、竹内委員、佐藤委員、恩田委員、伊藤委員、平林委員、箕口委員、原委員 <欠席者; 5名> 清水委員、鴨下委員、澤島委員、川口委員、小島委員	
	事務局	ごみ対策課; 深沢環境部長、鈴木ごみ対策課長、三浦ごみ処理施設担当課長、大関ごみ対策課長補佐、中福、高橋、千賀	
傍聴者の可否	可	傍聴者数	1人
会議次第	1 報告事項 可燃ごみの処理状況について 2 「平成21年度一般廃棄物処理計画(案)」について審議		
会議結果	別紙審議経過のとおり		
提出資料	別添のとおり		
その他	次回開催予定 平成 年 月 日 ()		

会議録（主たる発言）

大江会長	<p>開会 配布資料の確認をお願いします。</p>
千賀係長	<p>「平成 21 年度一般廃棄物処理計画（案）」（3 月 26 日修正版） 「家電リサイクル法の対象機器の追加」 「平林委員の提案：生ごみの緊急処理問題に関する専門委員会の設置の件」</p>
大江会長	<p>報告事項をお願いします。</p>
三浦課長	<p>新ごみ処理施設建設については前回 3 月 5 日開催の審議会で報告した以降変更はない。可燃ごみ処理の状況については、平成 20 年度は 8 団体に広域支援を依頼したが、3 月は緊急に多摩川衛生組合にお願いし、全部で 9 団体をお願いしたことになる。関係団体、また、施設周辺の住民の方々に深く感謝する。</p> <p>平成 21 年度の状況については、現在、国分寺市との調整が難航している。</p> <p>さらに、広域支援をお願いしてきた 8 団体とも調整を行っているが、各市とも国分寺市との調整を注視しており、現時点で各団体との契約は公にはできない状況である。しかし、市民生活に支障がないよう最大限の対応を行っており 3 月末日までには契約行為まで進めていきたい。その後、本委員会にも説明させていただき予定である。平成 21 年度一般廃棄物処理計画（案）の「燃やすごみの処理」について「後送」としているが、現在、記載ができない状況であり、決まり次第お示しするのでご理解をいただきたい。</p> <p>「可燃ごみの処理施設」についても同様に「後送」としているが、ご理解をいただきたい。</p>
大江会長	<p>質問はあるか。</p>
庄司副会長	<p>国分寺市は他団体とは違い、今後共同処理をやっていくところであるが、小金井市が建設場所を決められなかったことから、ごみも受けられないということか。どういうことなのか。</p>
三浦課長	<p>平成 21 年 2 月までに建設場所を決定することが約束だった。東京都の仲介により決定を 1 年間延伸することとなった。国分寺市は市議会でも議論いただいたが、小金井市の可燃ごみを受け入れる関連予算は未定である。予算的な根拠を持って受け入れたいということから、あらためて臨時会を開催し予算措置を行う予定である。よって、国分寺市と小金井市は糸が切れたというものではないと考えている。</p>

庄司副会長	小金井市が場所を決定できなかったことに関連して予算手続きを含めて事務的な処理ができず、遅れたということか。
三浦課長	共同処理の方針がなくなったのではなく、手続き上、予算の担保がない中で契約ができないということである。
本木委員	新聞報道では、国分寺市は暫定予算を提出するとしているが、4月1日からできるのか。また、できなかったらどうするのか。
三浦課長	3月24日に第1回定例会が終了したが、その中で国分寺市長は小金井市のごみを受け入れると表明をしている。臨時議会をいつ開催するかは現時点で未定である。
本木委員	国分寺市は4月1日から燃やしてくれるのか。 予算が措置されなければごみは受け入れてもらえないが、3月中に措置が決まらない場合どうするのか。
三浦課長	仮に国分寺市がだめな場合、他の団体に支援してもらえないかという交渉はさせていただく。 国分寺市がいつ臨時議会を開催するかについては小金井市から言えない。
庄司副会長	国分寺市で燃やせない場合、その間、他の団体に支援をお願いできるのか。市内に保管しておくのか、市民にごみを出さないようお願いするのか。どうなのか。
三浦課長	その間、他の団体に支援をお願いできるのかというご質問については可能である。 ごみを市内に留め置くことはない。
恩田委員	市民は心配しているが、市民への広報はどう考えているか。
三浦課長	市報及びホームページによりできる限り早く伝えていきたいと考えている。
大江会長	決まり次第、ホームページに掲載していくということか。
三浦課長	そのとおりである。

本木委員	<p>国分寺市が4月1日から受け入れ不可能だったときどうするのか。</p> <p>他の団体にお願いするといっても、そう簡単なものとは思えない。だから市民は心配なのである。場合によっては、民間処理施設等に持っていっても絶対に市民のごみを止めるようなことはしないという行政の算段をきちっとしておかなければならない。</p>
大江会長	<p>情報が流せないという事務局の辛い事情もあるだろうが、「ごみが滞らないようにする。」ということは、国分寺市との関係が人道的支援も含めて方向性が出れば、他の団体が動いてくれるということなのかと思う。21年度の見込みが何とかつくというところで表明まではできないところだと思う。</p>
竹内委員	<p>いろいろな情報が飛び交っていて市民は不安でいっぱいだ。</p>
大江会長	<p>年度末ということもあり、余計に市民の危機感が増す。是非、努力してよい方向に向かってほしい。</p> <p>次に「平成21年度一般廃棄物処理計画（案）」の審議に入る。</p> <p>修正部分について説明していただきたい。</p>
千賀係長	<p>「平成21年度一般廃棄物処理計画（案）」（平成21年3月26日修正版）により説明。</p>
大江会長	<p>質問はあるか。</p>
伊藤委員	<p>1頁第1「平成20年度の状況をふまえて」とあるが、内容的には「平成20年度の状況」としたほうがよい。(1)(2)(3)(4)(5)とあるが、(5)は内容がちょっと違うので切り離し「平成20年度の状況」の前文にしたらどうか。</p> <p>2頁2(1)は末尾が次年度に向けての記述になっており(2)(3)(4)と違っている。合わせたほうがよい。</p>
鈴木課長	<p>第1については、「平成20年度の状況」とし、2頁2(1)については21年度に向けた考え方になっているので検討し修正する。</p>
庄司副会長	<p>1頁第1の1に「概況」があり、2に「ごみ処理の施策の状況」、3が「ごみ処理量の状況」となり「状況」が続いている。3頁に「以上を踏まえ、以下に平成21年度一般廃棄物処理計画を策定した。」とあるがここに(5)が入ればよいのではないか。文章の構造ではそうなると思う。</p> <p>また、この処理計画は、小金井市民だけでなく、支援をいただいている市やその市の市民も見つものである。1頁の「概況」について、これでは納得できず、不満を持つのではないかと思う。</p>

	<p>特に調布市、府中市から見た場合、小金井市がごみ処理施設の建設場所に二枚橋焼却場跡地を選び、そこを使わざるを得なくなったことについて説明が欠けているように思う。</p> <p>また、他市の施設を「団体」という表現はしないほうがよい。</p> <p>「・・・二枚橋焼却場用地を選定する答申を行ったところである。」という表現は「決まったから頼みます。」と言っているように思える。このような表現は改めたほうがよい。「他に用地がなくやむを得ず再度お願いせざるを得ない状況であり、現在協議している。」というニュアンスでないと理解されない。</p>
大江会長	<p>庄司副会長のご意見のとおり、この処理計画は、外部に出ていくものであるし、表現は大事である。</p>
本木委員	<p>二枚橋焼却場用地は3市のものだから、それに配慮した表現にしなければならない。他に10,000㎡の市有地がないので、お願いせざるを得ないという気持ちをどう表現するかだ。</p>
大江会長	<p>他の委員の方はいかがか。</p>
恩田委員	<p>(2)の「市民検討委員会が・・・1年3ヶ月、36回、延べ160時間・・・」という記述は、市として沢山の時間をかけたというアピールかも知れないが、それは当然のことだ。それより、「どの市域からどのくらいの公募委員が集まって、小金井市民が議論を重ねそこに決定した・・・」という表現の方が顔が見える気がする。</p>
大江会長	<p>「苦渋の決断でそこに結論が出た・・・」というニュアンスを入れた表現にしてくださいのほうがよいと思う。人道的支援といわれている立場であり、相手の立場を考えた記述にしたい。</p>
平林委員	<p>今後は、ごみに関する小金井市の報道は周囲に影響する。それを配慮していく必要がある。他から見ると、小金井市は勝手なことばかりやっていると言われることも考えなければならない。</p>
鈴木課長	<p>委員の方々からいただいたご意見のとおりである。修正段階で調整を図っていきたい。</p>
大江会長	<p>再度、全体の流れを見直していただきたい。</p> <p>他に何か意見はあるか。</p>
庄司副会長	<p>4頁に「ごみ処理見込み量」とあるが、これが処理計画の本体であると思う。</p>

大江会長	<p>しかし、次の7頁に(5)「減量目標」とあるが、これは単に目標であり、達成するかどうかはわからないという位置づけなのか。4頁「①ごみ処理見込み量」の燃やすごみは21年度見込みが16,670tとなっており、7頁「②目標を達成した場合の処理量」では15,836tとなっている。この計画はどちらの数値を前提として作っているのか。</p> <p>二つの計画数値が出るのは「何故か」と言われかねない。まず、計画数値があるが、小金井市としてはさらに、これ以上に減量を目指す、というのであればそれなりの説明を加えるべきである。</p> <p>目次を見ると「第2平成21年度のごみ処理について」「1ごみの減量について」となって(1)(2)(3)(4)(5)までであるが、次に2がない。発生見込み量は目標表を含めているか。「第2平成21年度のごみ処理と減量目標について」とした場合(1)(2)(3)(4)が12345にした方がわかりやすいかと思う。</p> <p>「ごみ処理見込み量」は目標になっているのか。</p>
千賀係長	<p>21年度どのくらいごみが出るかを表したのが「①処理見込み量」で目標は含んでいない。その数値から5%を引いて算出したのが二つ目の表で「②目標を達成した場合の処理量」ある。</p>
大江会長	<p>目次で「第2平成21年度のごみ処理と減量目標について」とし、(1)(2)(3)(4)を12345にした方がわかりやすい。記述の方法を工夫してほしい。</p>
庄司副会長	<p>二つの表が並列的にあると分かりにくいので書き方を工夫すればよい。</p> <p>「①処理見込み量」は厳密に言えば市の施策と市民の努力の結果こうなると出したものである。しかし、より減量化するのでさらに5%の減量目標を掲げるといふものだ。</p>
大江会長	<p>「①処理見込み量」は20年度までの施策を継続し、減量努力していった場合の発生見込み量に人口増を見込んだものである。減量施策を継続していった場合の見込み量だ。(4)目標達成の施策と(5)減量目標を入れ替えるとよいのではないか。</p>
庄司副会長	<p>前年度からの減量率を反映させた形での21年度の発生見込み量を出しているわけだから、この発生見込み量の数値で処理計画としては出せる。さらに減量する必要があるので5%減量した形での目標を持っているという補足の位置づけでもよい。</p>
本木委員	<p>5%減量した数値は補足的なものではあるが、16,670tを15,836tに減量することを達成するためにこれらの施策があるということで、(4)目標達成の施策</p>

	と(5)減量目標を入れ替えたスタイルにした方がよいのではないか。
大江会長	<p>目標を達成するためには新たな施策がなければならないから、それらを含めて整理していただきたい。</p> <p>他に意見はあるか。</p>
伊藤委員	5頁(4)①オの「小学校児童を対象に・・・」とあるが中学生も含めた方がよいのではないか。
千賀係長	<p>小学校4年生や3年生がごみの勉強で日の出町二ツ塚最終処分場や中町中間処理施設の見学を実施している。また、学校からの依頼があつてごみ対策課職員が学校に出向きごみの話をさせていただくことがある。そういう意味で小学生は、ごみの話を受け入れやすいのではないかということである。</p>
伊藤委員	<p>子供を通して親の意識の啓発にもつながるので、そういう意味でも教育委員会を通して市から働きかけたらどうか。</p>
簗口委員	<p>中学校は上からの指示ではなく、生徒会の中で自分達ができることは何かと自発的に目標を掲げて取り組んでいる。改めて行政からの働きかけがなくてもよいのではないかと思う。</p>
本木委員	<p>小学生は初歩的な部分だが、中学生は少しレベルが高くなり、発生抑制という部分に入ると思う。そういう意味では小・中学校としてもよいのではないか。</p>
鈴木課長	<p>中学校については、小学校と同じレベルではないが入れることは可能である。別の形になるかもしれないが「小・中学校を対象に・・・」としたい。</p>
平林委員	<p>目標の数値であるが、%を一桁で出すと細かくなるので、大まかな数値でまとめてもよいのではないか。</p>
庄司副会長	<p>収集処理の体制が変わるわけではないので、減量目標の数値としてはそれほど細かくしなくてもよいとは思ふ。</p>
大江会長	<p>計算の中での数値の積み上げで、細かく出てきても仕方ないのかと思う。</p> <p>他に意見はあるか。</p> <p>いろいろ意見をいただき、まだ後送部分も示されていない中ではあるが、年度内に答申の必要がある。修正を含め、中身については会長、副会長にご一任頂き答申に持っていくことでよろしいか。後送部分は心配だが、ここでは検討のしようがない。</p>

委員	了解した。
大江会長	平林委員から「生ごみの緊急処理問題に関する専門委員会の設置の件」について提案があった。説明をお願いしたい。
平林委員	<p>他市にごみ処理のお願いをするだけでなく、少しでもごみを減らす具体的な策をやる必要があるのではないか。市民団体からもいろいろな意見が出ており市民の声は無視できないのではないか。</p> <p>現在のごみ処理コストとの範囲でできることもあるし、行政も市民もみんなが一丸となって建設的に話し合える場づくりを提供したらどうか。そこで専門委員会としてやっていくことを考えるべきではないか。</p> <p>この審議会の委員やそれ以外の人が入って話しができるような場をつくることを提案する。</p>
大江会長	<p>提案の主旨は審議会に専門委員会を開設するということだ。</p> <p>審議会規則には第6条、7条に専門委員会を設置することができる旨を定めてあり、専門委員会の設置は可能である。何をするかについては提案主旨であるが、「暫定的緊急処理」とは何か。</p>
平林委員	国分寺市と共同処理を開始するまでの間の処理だ。
大江会長	意見はあるか
本木委員	何を審議するのか。減量問題か、それとも他市にお願いしている分を小金井市でも処理したらどうかということか。また、その方法をどうするのかという審議をするのか。
平林委員	両方である。処理方法も、どのような方法がよいか、行政も含めて検討する必要がある。
本木委員	減量問題については年度ごとに施策が出てくる。しかし今、他市に全量をお願いしている中で、その量をもっと減らすための方法を考えることが専門委員会の任務だと考えてよいのか。小金井市も汗をかき、処理の仕方を早急に検討し、国分寺市と共同処理するまでの間の暫定的な処理の方法を具体的に考えなさいということか。
平林委員	そのとおり。市民にとってどうすべきか。将来の参考になるものも同時に見つけられる。市民がこういう形でやっていきたいというものをこの際、今だからできる。一部は自分でやることにより、市民は納得できる。これでよいと理

<p>大江会長</p>	<p>解しあえるような形のものをするべきではないか。一度に大量に処理するよりは立証的に議論しながらやるのがよい。将来、国分寺市とやるときの参考にもなるのであれば、やらない手はない。小金井市が一丸となってやっていることは他市が見てもよいと思う。そこまで踏み込まないと、今後8年間処理してもらえないか不安だ。</p> <p>建設場所が決まった場合、すぐ国分寺市と処理方式等の協議は始まるのだと思うが、「暫定的」の期間が短くなることもある。審議会という減量が主である中で専門委員会を置く、処理施設問題的なことを検討することは単独で進めてよいのかとも思う。</p> <p>他に新規の検討委員会を作るか、ごみゼロ化推進会議の中に新部会を作るのがよいのかとも思う。</p> <p>今、技術検討などで専門委員会作っても、専門知識を有する者が少ないとすれば、外部から呼ぶこととなるし他の形態でもよいのではないか。</p> <p>専門委員会の可能性について事務局はいかがか。</p>
<p>深沢部長</p>	<p>2月に場所を決定した後、共同処理に向けたスケジュールの中では、21年度予算に計上しているが、国分寺市との共同処理に向けた市民参加による新処理施設市民検討委員会を設置し、新処理施設の基本計画の策定を予定している。</p> <p>また、同時並行でごみ処理施設をどんな方法にするのか専門委員会の設置を予定している。場所さえ決定すればそちらに移行することとなる。</p>
<p>大江会長</p>	<p>場所が決まったら、すぐ動き出すということだと思うが、この審議会の中に置くことはどうか。</p>
<p>平林委員</p>	<p>場所が決まっても7年～8年ぐらいかかる。</p>
<p>本木委員</p>	<p>稼動までが7年～8年ということだ。</p>
<p>大江会長</p>	<p>その間を市民参加でやるということであれば、ご提案の「新技術」なども入ってくると思うが、小金井市独自でもっと主体的にやったらどうかという主旨だと思う。大事な視点ではあるが、専門委員会を置けるかどうかである。</p>
<p>平林委員</p>	<p>そうであるが、まず、審議会場で場を作って動きだし、市民検討委員会が設置されれば専門委員会は解散し協議の内容は引き継ぐことになる。</p>
<p>本木委員</p>	<p>行政の考え方だ。新施設の稼動までは10年間かかる。その間全量を8団体をお願いすることは難しいから、国分寺市に了解を得ながら小金井市独自で処理施設を作るという方針を出せば、それに基づきどういう処理方法がいいかと</p>

<p>庄司副会長</p>	<p>いう委員会があってもよい。この審議会でよい案を作っても行政が計画を持たなければどこに出すのか。行政に提起するだけのことになる。</p> <p>行政がやるというのであれば意味があるが、実現性がなければだめだ。</p> <p>平林委員のご提案は、「他市にお願いするばかりではいけないので、小金井市独自で動く必要がある。どういう方法があるか研究したらどうか。安価で処理できそうな方法もある。」ということかと思う。</p> <p>それは、実験プラントを作るという話しになる。経費もかかるし予算がなければならぬ。廃棄物処理には制約がある。まず場所を決めなければならぬ。審議会の専門委員会という中でやるのはそぐわないかなと思う。</p> <p>やるのであれば、この専門委員会の中ではなく別の形でやるべきではないか。</p>
<p>原委員</p>	<p>2頁5行目「焼却ガスを排出する処理施設・・・」とあるが、ごみ焼却場なくとも一般企業でも公害のあるものは許可されないはずだ。今はごみ焼却場だからといって排気ガスを出すとか、悪い煙が出るとかいう時代ではない。この認識は違う。訂正していただきたい。</p>
<p>平林委員</p>	<p>それも含めて場を作って討議をしてみないとわからないことが沢山ある。</p> <p>庄司副会長の意見はそのとおりだと思うが、この委員会で提案して場作りをし、市民検討委員会の中にその手続きを踏んで、「やっぺいこう」という話しになるか、今の処理費用の中でできることを考えればそれなりにある。場所も実験施設という発想ならある。可能性があるかどうかを話しもせず、考えもしないでいてよいのかということだ。</p>
<p>大江会長</p>	<p>主旨がわかり、検討の場が必要だということもわかった。あり方として本審議会の中の専門委員会としてやっぺいけるのかということでは、主旨が違うような気がする。</p> <p>他で受け皿があるか。実証実験までやって行政に持っていけるか。ごみゼロ化推進会議が受け皿の一つになれるか。いかがか。</p>
<p>本木委員</p>	<p>組織の実態から言えば、ごみゼロ化推進会議も行政の一つの枝のようなものだ。行政からの働きかけがあればできる。しかし、行政に提言しようという方針はあっても、行政が受けてくれないと進まないし、受けてくれれば運動はできるということだ。</p>
<p>大江会長</p>	<p>行政とのネットワーク的な関係があれば検討していける。</p> <p>最後の審議会に提案があり審議会では検討した。事務局でこれを受け新たな方策があるのか。ごみゼロ化推進会議にフィードバックが可能かも含め検討し</p>

	<p>て欲しい。</p> <p>平成 21 年度はごみ処理基本計画も入ってくる。第 1 回は 7 月頃になると思うが、ごみ処理関係に大きな動きが出れば報告を含め早い時期に開催して欲しい。22 年度の処理計画の大きな情報になるので、早い時期に開いていただきたい。</p>
平林委員	<p>ごみがどれだけ減るかという計画書だけの審議会ではなく場の提供をする。</p> <p>また、一つの案としてはごみゼロ化推進会議が引き継ぐというように本格的に話しができる場を作っていたきたい。</p>
大江会長	<p>建設的にやって行きたいと思う。</p> <p>「平成 21 年度一般廃棄物処理計画」については、正、副会長にご一任いただき答申することを再度確認する。</p>
委員	<p>了解</p>
大江会長	<p>閉会</p>

平成21年3月26日

平成20年度第7回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

(2) 「平成21年度小金井市一般廃棄物処理計画(案)」について審議

(3) その他

平成21年度一般廃棄物処理計画(案)

(平成21年3月26日修正版)

小金井市環境部ごみ対策課

目 次

第1	平成20年度の状況をふまえて	1
1	概況	1
2	平成20年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況	2
3	ごみ処理量の状況	2
第2	平成21年度のごみ処理について	3
1	ごみの減量について	3
(1)	発生見込み量の算定	3
(2)	総資源化見込み量の算定	5
(3)	総資源化率（総資源化見込み量/発生見込み量）	5
(4)	ごみ減量目標の達成及び資源化等に向けた施策	5
(5)	減量目標	7
第3	ごみの排出と収集及び処理	8
1	市指定収集袋による排出	8
2	収集の分別区分及び排出方法等	8
3	適正処理方法	9
第4	燃やすごみの広域支援による処理	11
第5	市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務	12
1	市民及び事業者の協力義務の内容	12
2	事業者の協力義務の内容	12
第6	処理施設の状況（整備）に関する事項	12
1	可燃ごみ処理施設	12
2	不燃ごみ処理施設	13
3	廃棄物最終処分場	14
第7	動物の死体処理について	14
1	市へ届け出るもの	14
2	市が収集するもの	14
3	処理方法	14
第8	し尿及び浄化槽汚泥の処理について	15
1	収集・運搬	15
2	し尿処理施設	15
第9	その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	15
1	市が収集しない一般廃棄物の種類	15
(1)	家電リサイクル法に基づくメーカーによる回収	15
(2)	資源有効利用促進法に基づくメーカーによる回収	15
(3)	適正処理困難物	15
(4)	メーカーによる自主回収	16
(5)	特別管理廃棄物（薬局による自主回収）	16
2	処理方法の変更	16

燃やすごみの全量の処理を他市町・一部事務組合にお願いしている中で 最大限のごみ減量を目指す

第1 平成20年度の状況をふまえて

1 概況

- (1) 小金井市では、平成19年3月末をもって二枚橋焼却場の全焼却炉が停止されて以降、市内から発生する燃やすごみの全量について、市外の団体にその処理を依頼しているところであり、平成20年度は昨年度に続き、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき8団体に焼却処理を委託した。
- (2) 新ごみ処理施設の建設は市政の最重要課題であり、当市においては国分寺市との共同処理を目指し喫緊の課題として新施設の建設事業を推進している。このため、平成19年6月には「新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」に、新ごみ処理施設の建設場所の選定を諮問し、同委員会は1年3か月、36回、延べ160時間に及ぶ審議を経て、平成20年6月に「二枚橋焼却場用地」を選定する答申を行ったところである。
- (3) この答申を受け、市では調布市・府中市との協議を重ねてきたところであるが、残念ながら現時点においては、両市から跡地利用を承諾するという回答をいただくには至っていない。市民をはじめ国分寺市や広域支援をお願いした各団体との約束を履行できず、心からお詫びする次第である。
このため、当初は平成21年2月に新施設の建設場所を決定する予定であったが、この決定を延期することとし、今後は、調布市・府中市に加え東京都とも調整を図りながら、全力を挙げて新ごみ処理施設の建設場所決定を行う必要がある。
- (4) また、平成21年2月までに建設場所決定ができなかったことから、平成21年度の可燃ごみ処理については、広域支援に基づく各団体への依頼が困難な状況となっている。このような状況の下ではあるが、当市では、11万市民の可燃ごみを確実に処理するためには、各施設との調整を行うなどあらゆる努力が求められているところである。さらには、市民・行政が一体となった施策を展開することにより、更なるごみ減量を目指す必要がある、当市を支援していただいている各団体とその周辺にお住まいの方々へのご負担を軽減するため、積極的にごみ減量を目指す必要がある。
- (5) 当市においては、平成17年8月に家庭ごみの一部有料化を実施し、その後も積極的にごみ減量に向けた取り組みを進めているが、平成20年度は前年度に比べ減量率が縮小傾向にあり、より一層の取り組みが求められている。
もとより、ごみ減量は市民と行政とが協働して推進することが肝要であり、新ごみ処理施設の建設を含め、安定的な可燃ごみの処理を行うとともに可能な限りごみの減量を図るため、「平成21年度一般廃棄物処理計画」を別紙のとおり策定する。

2 平成20年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況

- (1) 新たに実施することとした施策として、一般家庭から排出される剪定枝の資源化、一般家庭から排出される乾燥生ごみの拠点回収及び堆肥化、可燃系粗大ごみのサーマルリサイクルは計画どおり実施した。単身者専用住宅等におけるごみの正しい排出方法と分別の指導については、雑紙リサイクル袋使用による排出状況の検証を進める中で実施し、一定の成果があったが、今後引き続き指導を強化する。
- (2) 充実させることとした施策として、大規模事業所に対するごみ減量の指導強化、販売事業者の特定容器等の回収・リサイクルの拡充、一般廃棄物収集運搬業許可業者等による適正な搬入と資源化推進の指導は実施した。また、生ごみ減量化処理機器購入費補助金の拡充、及び利用者のサポートとアンケート調査による利用状況の把握についても実施した。
- (3) 小金井市ごみゼロ化推進会議と市民団体との協働、市ホームページを活用した減量啓発及び市施設のごみゼロ化行動計画の実行による減量推進を図った。
- (4) 実施に向けて検討を進めてきた施策の、雑紙リサイクル袋使用による古紙の燃やすごみへの混入防止については、20年度にモニターに実施モデルとして協力していただき、その実効性を検証した。

3 ごみ処理量の状況

- (1) 平成20年度一般廃棄物処理計画における処理見込み量21,110tに対し、その実績は21,013tになる見込みである。
- (2) 平成20年度一般廃棄物処理計画において掲げた処理量の減量目標は、以下のとおりであった。
 - ア 可燃系ごみを平成19年度の処理量と比較して5%減とする。
 - イ 不燃系ごみ（有害ごみを除く）を平成19年度の処理量と比較して1%減とする。市民1人1日あたりの発生量の目標 690g（集団回収29gを除く）

これに対する平成20年度処理量実績（見込み）は、可燃系ごみ処理量1.9%減、不燃系ごみ処理量0.8%減となり、減量はしているが平成20年度のごみ減量目標には達しない見込みである。

平成17年8月家庭ごみ有料化実施によるごみの減量が図られ、平成18年10月には「ごみ非常事態宣言」を発したことによりさらなる減量が図られた。

平成19年度は、可燃系ごみについて減量目標の5%を上回る6.8%の大幅な減量を達成した。

これに対し平成20年度は、減量は進んでいるものの減量幅は縮小傾向にある。平成19年度のごみ減量に大きな効果を上げた生ごみ減量化処理機器購入費補助制度について、使用を希望する市民に一定行き渡った結果、平成20年度は制度の利用の伸びが鈍化したものと推測する。また、「ごみ非常事態宣言」によるごみ減量意識を市全体で共有する取り組みが十分でなかった。

広域支援受諾先の施設からは、可燃ごみへの古紙の混入について指摘を受けている実態があり、古紙分別の徹底について、継続的な指導を行うと同時に市全体が一丸となって減量に向けた取り組みを行い、目標達成に向け努力する必要がある。

また、市民1人1日当たりの発生量は690g（集団回収28gを除く）になる見込みである。

以上を踏まえ、以下に平成21年度一般廃棄物処理計画を策定した。

第2 平成21年度のごみ処理について

1 ごみの減量について

(1) 発生見込み量の算定

単位：t

種 類	平成21年度見込み	平成20年度見込み
可燃系ごみ・資源物	23,878	23,703
不燃系ごみ・資源物	6,007	5,971
有害ごみ	46	46
合 計 (A)	29,931	29,720

(算出方法)

1 見込み量は、ごみ・資源物として市の収集及び集団回収に排出（収集）される総量の見込み量であり、これら収集・回収されたものがすべてそれぞれ焼却又は資源化等処理されるものとして「ごみ処理見込み量」と「資源物回収による資源化見込み量」とし、それらを合算したものである。

2 発生見込み量は、以下の計算式により算出したものである。

平成20年度見込み

= 平成20年4月～9月発生量実績 + 平成20年10月～平成21年3月発生見込み量

$$\left(\begin{array}{l} \text{平成20年10月～平成21年3月発生見込み量} \\ = \text{平成19年10月～平成20年3月発生量実績} \times \text{平成20年4月～9月発生量実績の} \\ \text{前年増減率} \end{array} \right)$$

平成21年度見込み

= 平成20年度発生見込み量 × 人口伸び率（予測）

なお、一部項目は、増減率を6月～9月の実績値で推計した。また、増減率を算出できない項目については、20年度発生見込み量を20年度上期実績値もしくは他市の実績値等を参考とし推計した。

① ごみ処理見込み量 (別紙 平成21年度ごみ処理フロー図参照)

単位：t

分別区分		処理方法		平成21年度見込み	平成20年度見込み	
可燃系ごみ	燃やすごみ	焼却		16,670	16,572	
	粗大ごみ(可燃系)	焼却	木質粗大ごみをサーマルリサイクル(バイオマス発電用燃料として再利用)	239	238	
			ふとんをサーマルリサイクル	46	(*1) 45	
	小計			16,955	16,855	
不燃系ごみ	プラスチックごみ	資源化(B)	プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,428	1,421	
			廃プラスチック類をケミカルリサイクル(*2)	748	744	
	燃やさないごみ	破碎・選別	資源化(C)	鉄等金属を資源化	423	420
				燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類等をケミカルリサイクル	1,233	1,226
	粗大ごみ(不燃系)	埋め立て		304	301	
	小計			4,136	4,112	
有害ごみ	一部資源化・埋め立て		46	46		
合計				21,137	21,013	

注1 平成21年度見込みは平成20年度見込みに人口伸び率(予測)を乗じたものである。

2 学校給食等の残渣を生ごみ処理機で処理する量150t(見込み)、及び一般家庭から出る生ごみを各家庭で自家処理している量は含んでいない。

(*1) ふとんは、平成20年度は固形燃料化による資源化。

(*2) ケミカルリサイクルとは、ガス化して燃料等にするほか、発生した固形物を工業用原料等として再生することをいう。

② 資源物回収による資源化見込み量

単位：t

分別区分		資源化見込み量	
		平成21年度見込み	平成20年度見込み
可燃系資源物	古紙	6,182	6,145
	布	640	636
	枝木・草葉	99	65
	乾燥生ごみ	2	2
不燃系資源物	びん	1,084	1,078
	空き缶	354	352
	ペットボトル	316	314
	トレイ	13	13
	金属(注)	102	102
	ペットボトルキャップ	2	--
合計(D)		8,794	8,707

*「プラスチック製容器包装」は混合収集であるため①ごみ処理見込み量に計上する。

(注)「金属」はスプレー缶をプレス処理したものを含む。

(2) 総資源化見込み量の算定

単位：t

	収集後資源化見込み量 (B)+(C) (注)1		資源物回収による 資源化見込み量(D) (注)2		計	
	平成21年度 見込み	平成20年度 見込み	平成21年度 見込み	平成20年度 見込み	平成21年度 見込み	平成20年度 見込み
総資源化見込み量	3,832	3,856	8,794	8,707	12,626	12,563

(注) 1 収集後資源化とは、ごみとして収集し中間処理したものを資源化することをいう。

2 資源物回収による資源化とは、資源として分別収集し資源化することをいう。

(3) 総資源化率（総資源化見込み量/発生見込み量）

42.2%（参考：平成19年度44.1% 平成20年度（見込み）42.3%）
（なお、焼却灰のエコセメント化を1,669tと見込み、総資源化率に加味すると、47.8%となる）

(4) ごみ減量目標の達成及び資源化等に向けた施策

① 新たに実施する施策

ア 「市民が考えるごみ減量アイデア」を募集するなど、多種多様な減量施策を展開し、市民主体のごみ減量活動の推進を図る。

イ 事業者に対する生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の新たな適用による生ごみの減量を推進する。

ウ 転入者にマイバッグを配布することによりレジ袋の削減を推進する。

エ ペットボトルのキャップの拠点回収を実施する。

オ 市内小学校児童を対象に、ごみの発生抑制と減量に関する啓発を行い、環境問題に対する意識の向上を図る。

② 充実させる施策

ア 単身者専用住宅において、管理会社、所有者等と連携し、その居住者に対しプラスチックごみ及び古紙を中心としたごみの正しい排出方法を徹底指導する。

イ 大規模事業所及び中小のすべての事業所について、事業者責任おけるごみの適正な排出と処理、及び発生抑制と資源化の推進についての指導を強化する。

ウ 行政・市民の連携を強化し、販売事業者（コンビニ、スーパー等）の特定容器等（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等）の回収・処理の拡充

を行う。

- エ 小金井市ごみゼロ化推進会議の活動について、環境問題に関連する市民団体と協働し、市民、事業者、行政が一体となったごみ減量活動を実行する。
- オ 生ごみ堆肥化事業を拡充し、農家や家庭菜園での堆肥の利用、また、実験農場で栽培された野菜の配布など地域循環型社会の構築を実現するとともに生ごみの大幅な減量を図る。
- カ 市ホームページを有効的活用し「ごみ非常事態宣言」に係る本市のごみ処理状況及び具体的なごみ減量施策等について、情報の提供を行う。
- キ 市施設ごみゼロ化行動計画を実行し、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の大幅な削減を図る。
- ク 事業者、市民団体と協働し、ノーレジ袋デー（毎週土曜日）の実施及びマイバッグ持参運動を推進する。
- ケ 一般家庭から排出される剪定枝を一部チップ化し、資源化を実施する。

③ 継続する施策

- ア 集団回収について、団体の実施状況を広報するなど行政のサポートにより資源回収における市民意識の向上と活動の活性化を図る。
- イ 粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。
- ウ 市内公立学校等の給食残渣等について、生ごみ処理機による資源化を図る。
- エ リサイクル推進協力店認定制度を活用し、市民、販売事業者と協働した発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。
- オ 一般廃棄物収集運搬業許可業者等による適正な搬入と資源化の推進を指導する。
- カ 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用者に対し、定期的な収穫物の配布や啓発活動の実施、また、生ごみ処理機の相談コーナーの設置などによるサポートを行うとともに、継続的な使用を促し、アンケート調査等により利用状況の把握に努める。

④ 実施に向けて検討する施策

- ア 事業者と協働してレジ袋有料化を視野に入れた取り組みを行う。
- イ 雑紙リサイクル袋を利用することにより 単身世帯、一般世帯における雑紙、古紙の分別排出指導の徹底を図り燃やすごみへの混入を防止する。
- ウ 携帯電話の拠点回収を実施する。

(5) 減量目標

① 処理量の目標

ア 可燃系ごみを平成20年度の処理量と比較して5%減とする。(注)

イ 不燃系ごみ(有害ごみを除く)を平成20年度の処理量と比較して1%減とする。

市民1人1日あたりの発生量の目標

669g(集団回収分29gを除く)

参考 平成19年度実績 714g(集団回収29gを除く)

平成20年度見込み 690g(集団回収28gを除く)

(注) ごみ非常事態宣言の下、燃やすごみの10%減量を継続的に掲げる中で、平成21年度の減量目標を5%としたのは実現を目指す数値として掲げたものである。

② 目標を達成した場合の処理量

単位：t

分別区分		処理方法		平成21年度見込み	平成20年度見込み	
可燃系ごみ	燃やすごみ	焼却		15,836	16,572	
	粗大ごみ(可燃系)	焼却	木質粗大ごみをサーマルリサイクル(バイオマス発電用燃料として再利用)	227	238	
			ふとんをサーマルリサイクル	46	45	
	小計			16,109	16,855	
不燃系ごみ	プラスチックごみ	資源化(B)	プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,414	1,421	
			廃プラスチック類をケミカルリサイクル	741	744	
	燃やさないごみ	破碎・選別	資源化(C)	鉄等金属を資源化	418	420
			燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類等をケミカルリサイクル	1,221	1,226	
	粗大ごみ(不燃系)		埋め立て	301	301	
小計			4,095	4,112		
有害ごみ			一部資源化・埋め立て	46	46	
合計				20,250	21,013	

* 学校給食等の残渣を生ごみ処理機で処理する量143t、及び一般家庭から出る生ごみを各家庭で自家処理している量は含んでいない。

第3 ごみの排出と収集及び処理

1 市指定収集袋による排出

次に掲げる廃棄物については、市指定収集袋によりそれぞれ分別して排出する。

ア 家庭ごみのうち燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ

イ 事業系一般廃棄物（古紙を除く。ただし、シュレッダーごみは45ℓ以内の透明または半透明の袋で1回の排出量を2袋以内は無料とする。）

2 収集の分別区分及び排出方法等

分別区分	ごみの内容	排出方法	備考
燃やすごみ	生ごみ・貝殻・紙おむつ・草木・紙くず類・衛生上焼却するものなど	市指定収集袋（黄）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。ただし、紙おむつは透明又は半透明の袋に入れて排出する。	3袋（束）以上の草木は資源化（枝木・草葉の項参照）
プラスチックごみ	ビニール・ポリ袋・固形プラスチックなどのプラスチック	市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。汚れ等による異物の混入を避けるため、洗って乾かしてから排出する。	
燃やさないごみ	小型家電製品・皮革製品・ガラス類・せとものなど	市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	家電リサイクル法対象外の小型家電
有害ごみ	乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター	透明又は半透明の袋に入れ、「有害」と書いて、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	申込みをしてから、品目ごとに粗大ごみ処理券を貼って、収集予定日の8時30分までに敷地内に排出する。	
枝木・草葉	枝木・落ち葉・雑草等の草木 * 4袋（束）以上に限る	申込みをしてから指定日の8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆枝木：1本の長さ50cm以内、1本の直径10cm以内、束の大きさ30cmまでをひもで束ねて排出する。 ☆落ち葉・雑草：透明又は半透明の袋に入れて排出する。	3袋（束）以下は燃やすごみで排出する。（排出方法は枝木1本の長さ40cm以内、1本の直径4cm以内、束の大きさ30cmまでをひもで束ねて排出する。）
乾燥生ごみ	家庭用電動生ごみ乾燥機により乾燥させた生ごみ	透明又は半透明の袋に入れて専用容器設置施設（公民館等市内公共施設10箇所）に持参する。	随時

古紙・布類	新聞・段ボール・その他の紙（雑誌・雑紙）・紙パック・シュレッダーごみ・布類	<p>8時 30 分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。</p> <p>☆新聞・段ボール：それぞれ紙ひもで縛って排出する。</p> <p>☆その他の紙（雑誌・雑紙）：雑誌は紙ひもで縛って排出する。雑紙は雑誌の間に挟んで縛って排出するか、紙袋にまとめて入れ、口を閉じて排出する。</p> <p>☆紙パック：洗って開いて乾かして、紙ひもで縛って排出する。（スーパー等の拠点回収ボックスに持参可）</p> <p>☆シュレッダーごみ：透明又は半透明のビニール袋に入れ、空気を抜いて排出する。</p> <p>☆布類：透明又は半透明のビニール袋に入れ排出する。</p>	紙パックの拠点回収は随時
スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	中身を使い切って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時 30 分までに敷地内の排出場所に排出する。	
空き缶	飲料缶・菓子缶・茶缶・缶詰缶など	<p>中身を洗って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時 30 分までに敷地内の排出場所に排出する。</p> <p>ペットボトルのふたは取って排出する。</p> <p>（空き缶・ペットボトル・びんはスーパー等の拠点回収ボックスに持参可）</p>	空き缶・ペットボトル・びんの拠点回収は随時
金属	なべ・釜・やかんなど		
ペットボトル	飲料用・醤油等調味料用		
びん	ガラスびん		
トレイ	発泡スチロール製トレイ	洗ってスーパー等の拠点回収ボックスに持参	随時
ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	洗って乾かして専用容器設置施設（公民館等市内公共施設 10 箇所）に持参する。	随時

3 適正処理方法

(1) 収集方法

分別区分	収集回数等	収集方法
燃やすごみ	週 2 回 (委託)	種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参した紙パックについては拠点回収する。
プラスチックごみ	週 1 回 (委託)	
燃やさないごみ	2 週に 1 回 (直営)	
有害ごみ	2 週に 1 回 (委託)	
粗大ごみ（注）	随時 (直営)	
枝木・草葉	指定日 (委託)	
古紙・布類	週 1 回 (委託)	
スプレー缶	2 週に 1 回 (委託)	種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参したものを拠点回収する。
金属		
空き缶		
ペットボトル		
びん		

トレイ	随時 (委託)	種類ごとに拠点に持参したものを拠点回収する。
紙パック		
乾燥生ごみ	随時 (直営)	
ペットボトルキャップ		

(注) 家電リサイクル法対象外の粗大ごみ

(2) 処理方法

分別区分	中間処理		最終処理及び資源化
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	(委託) 焼却 家庭廃棄物及 一般廃棄物	国分寺市の他、広域支援受 後送します。	☆焼却灰をエコセメント化（二ツ塚処分場）
	(委託) 焼却 事業系一般廃棄物（一部）	民間処理施設	☆焼却・溶融（ガス化溶融改質による発電ならびにスラグメタルおよび水酸化合物生成による再資源化）（民間処理施設）
プラスチック ごみ	(委託) 選別 ☆容器包装リサイクル 法対象の廃プラスチ ック	民間処理施設	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチ ックを(財)日本容器包装リサイクル協会 に引き渡し資源化
	(委託) 選別 ☆容器包装リサイクル 法対象外の廃プラス チック		☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラス チックをケミカルリサイクル (民間処理施設)
燃やさない ごみ	(直営) 破碎・選別 ☆金属 ☆破碎後のプラスチ ック類等 ☆不燃ごみ	小金井市中間処理場	☆鉄・アルミ等金属を資源化（民間処理施設） ☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリ サイクル（民間処理施設） ☆不燃ごみは埋立処分（二ツ塚処分場）
有害ごみ	(直営) 破碎 ☆蛍光管 ☆ライター 選別 ☆乾電池 ☆水銀体温計	小金井市中間処理場	☆一部資源化・埋立処分（民間処理施設）

粗大ごみ (可燃系)	(直営) 木質家具等は板状に分 解 * ふとんは中間処理 をしていない	小金井市中間処理場	☆木質家具等をサーマルリサイクル (民間処理施設)
			☆ふとんをサーマルリサイクル (民間処理施設)
			☆再使用可能なものを修理し販売 (シルバー人材センター小金井リサイクル事業所)
粗大ごみ (不燃系)	(直営) 選別・プレス ☆自転車・保管庫等大部 分が金属のもの 破碎・選別 ☆上記以外の複合素材 ☆金属 ☆破碎後のプラスチッ ク類等 ☆不燃ごみ	小金井市中間処理場	☆自転車・保管庫等大部分が金属のものを資 源化(民間処理施設)
			☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設)
			☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリ サイクル(民間処理施設)
			☆不燃ごみは埋立処分(二ツ塚処分場)
			☆再使用可能なものを修理し販売 (シルバー人材センター小金井リサイクル事業所)
枝木・草葉	(委託) チップ化	民間処理施設	堆肥化(民間処理施設)
乾燥生ごみ			堆肥化(小金井市中町肥料化実験施設)
ペットボトル	(委託) 選別・プレス	小金井市中町中間処理施 設	一部を(財)日本容器包装リサイクル協会に 引渡し資源化
			一部を民間処理施設で資源化
スプレー缶	(直営) 穴あけ・プレス	小金井市中間処理場	資源化(民間処理施設)
金属	(委託) 選別	小金井市中町中間処理施 設	
空き缶	(委託) 選別・プレス		
布	(委託) 選別		
びん	(委託) 選別	民間処理施設	
古紙			
トレイ	(委託) 選別・減容	民間処理施設	
ペットボトル キャップ			NPO 法人に寄付し資源化

(注) 斜線部分は市が中間処理をしていない。

第4 燃やすごみの広域支援による処理

後送します。

れに伴い、
成29年
処理広域
及び一部

事務組合に委託しなければならない

2 広
おり
る処
4 7
(1) 平
覚書
とな
結す
(2)
6
ン

と
ナ
6
の
間
締
市
ト

後送します。

第5 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務

1 市民及び事業者の協力義務の内容

- (1) 4R、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を実践し減量努力をする。
- (2) 環境に配慮した商品の購入や販売、簡易な包装容器の選択、ノーレジ袋デーへの参加、マイバッグ持参など生活様式や事業活動の見直しを実行する。
- (3) 市の一般廃棄物処理計画に従った分別排出を行う。
- (4) ごみ出しルールを遵守する。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物について適正処理する。

2 事業者の協力義務の内容

- (1) 製造、加工、販売の際、再生資源又は再生品の利用に努めるとともに、廃棄物となった場合適正処理が困難にならないような製品、容器等の製造、加工、販売に努める。
- (2) 事業系廃棄物の事業者自身による適正処理
- (3) 販売事業者による容器包装リサイクル法等に基づく特定容器等の自主回収・処理
- (4) ばら売り、量り売りの推進及び使い捨て容器に入った商品の製造と販売の抑制
- (5) 丈夫で壊れにくい製品の製造と販売及び修理体制の確保
- (6) エコマーク付き商品及びリサイクル商品等環境に配慮した製品の製造と販売

第6

1 可
(1)
き

理して
19

後送します。

年	
(2) にをる議	後送します。
(3) 候平国	
(4) 委所	
【今	

2 不燃ごみ処理施設

施設名 小金井市中間処理場

所在地 東京都小金井市貫井北町1-8-25

形式 回転式衝撃式縦型破砕機

処理能力 30t / 5h (30t / 5h × 1基)

現状 燃やさないごみと不燃性粗大ごみを破砕・選別処理をしている小金井市中間処理場は、昭和61年12月の稼動以来20年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから平成18年度・19年度に臭気対策を第一義に大規模改修工事を行った。併せて、平成18年4月1日から不燃ごみの3分別収集（プラスチックごみ、不燃ごみ、金属）が実施されたことに伴い、これに対応するための改修工事も行った。

また、新たに事務所棟を建設したことにより、見学者コースを充実するとともに、展示ホールを設置し、環境教育にも役立つ施設とした。

3 廃棄物最終処分場

施設名 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
(東京たま広域資源循環組合)

所在地 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地

構成市 小金井市を含む多摩地域25市1町

現状 小金井市を含む多摩地域25市1町の約400万人から排出されるごみは、焼却処理や破碎処理をして日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入されている。破碎処理した不燃ごみは埋立て、焼却灰はエコセメントにリサイクルされている。

平成10年1月の埋立て開始時の埋立て可能な量は370万m³で、1人あたりでみると約1m³であった。

エコセメント事業では、平成19年度は埋め立てごみの約9割を占める約83,000tの焼却灰をエコセメント化施設で処理し、約122,700tのエコセメントを生産・出荷し処分場の延命を図った。今、エコセメントは土木建築資材として幅広く生活の中に定着し始めている。

さらに、東京たま広域資源循環組合で、三多摩地域第3次廃棄物減容(量)化計画(平成18年度～22年度)を策定し、構成団体に対しさらなる埋め立て処分量の削減を求めている。これに対して本市は、燃やさないごみの3分別収集を実施し、埋め立てごみの大幅な減量効果を上げている。

第7 動物の死体処理について

1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地または建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、市に届け出なければならない。

2 市が収集するもの

(1) 市に処理申込みがあったペットの死体

(2) ノラ犬、ノラ猫等飼い主不明の死体

3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第8 し尿及び浄化槽汚泥の処理について

1 収集・運搬

単位：kℓ

	排出者	収集・運搬 見込み量	収集地域	収集回数	収集方法
し尿・ 浄化槽汚泥	一般家庭	86	市内 全域	月2回	(委託) バキューム車に よる収集
	事業者			随時	

2 し尿処理施設

施設名 湖南処理場（湖南衛生組合）

所在地 東京都武蔵村山市大南5-1

形式 希釈前処理方式

処理能力 6kℓ/日

構成団体 小金井市・武蔵野市・小平市・東大和市・武蔵村山市

現状 組織市の公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は年々減少し処理能力200kℓ/日に対し、現在の処理量は6kℓ/日程度である。また、建設後40年以上経過した施設は、老朽化から劣化が進んだため改修工事をおこなわれた。併せて、現在、処理能力を6kℓ/日に縮小し運転をしている。

混合水槽内で希釈し公共下水道に放流している。

第9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

1 市が収集しない一般廃棄物の種類

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機

(家電リサイクル法に基づく販売店による回収)

- (2) パソコン

(資源有効利用促進法に基づくメーカーによる自主回収)

- (3) ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、モーター、ホイール、ボウリングのボール、プロパンガスボンベ、バッテリー、タイヤ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料等

(危険、有害等で市の施設では適正処理できないため、専門の処理業者による回収(適正処理困難物))

(4) オートバイ
(メーカーによる自主回収)

(5) 在宅医療に伴う注射器・注射針
(薬局による自主回収)

2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情があるときは、収集、運搬及び処分の方法を変更することがある。

平成21年2月23日

小金井市廃棄物減量等推進審議会

委員長 大江 宏 殿

審議会委員 平林 聖

提案 生ごみの緊急処理問題に関する専門委員会の設置の件

標記の件につき、専門委員会の開設を提案いたします。

提案趣旨

愈々厳しい状況にある小金井市ごみ処理問題について、市民の建設的提案や意見を討議する場の設定がないために、いたずらに行政への不満や、個々別々の論議が輻輳するだけの混乱状態にあります。

本審議会が専門委員会を設け、有志が小金井のために自由に討議に参加できる機会と場を提供し、「実現可能な緊急策の推進と、8年後の将来の問題」に小金井市民自身を取り組める仕組みを至急に作るべきと考えます。

別紙、「暫定的緊急処理」と「新処理技術の現場実証」の素案は一つのたたき台として、作成いたしました。

将来の施設場所の問題のみに囚われているだけでは、問題解決の糸口を掴むことは至難と予想されます。

とりあえず、緊急に市民の当事者としての参画意識を解決のエネルギーとして、次善の策を進めるため「専門委員会」の設置を提案いたします。

いずれ正式に統合的な市民検討委員会が設定さされれば、本審議会の専門委員会は「それまでの論議の引継ぎの上、解散」と考えますが、併せてご検討下さい。

以上

「暫定的緊急処理」と「新処理技術の現場実証」の提案趣旨

小金井市廃棄物減量等推進審議会委員 平林 聖

1. 問題の区別と整理

- A. “今現在からの今後8年間の生ごみ”を、最も適正・安全・確実に処理する技術、及び将来の処理施設に活用できる実証データの収集を兼ねて、今すぐ小金井市で実証する問題。
- B. (国分寺市との共同処理計画の有無に関わらず)「平成29年4月後に稼動予定の新処理施設建設計画における処理方法と施設建設場所」の問題。
- の二つの問題に整理して対応すべきであります。

「具体的な具体的処理計画」が皆無のまま、「非常事態宣言による卵1個分の削減」と「処理支援感謝の言葉」のみで、“10年間の長期にわたり「他市に生ごみを全量持込む事」は、独立した自治体として小金井市の業務遂行責任が問われる問題です。

- 小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、
第2章(市長の責務)
第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の適正な処理を図らなければならない

2. 小金井市として、非常事態宣言だけでなく、「特別専門検討委員会」を設け具体的緊急処理策を行政と市民が一丸となって、「緊急一般廃棄物処理基本計画(3ヵ年)」を策定すべきと考えます。

新処理施設建設計画では、本年4月から「市民参加による新処理施設建設問題等市民検討委員会」が設置され、新処理施設建設基本計画の策定について検討される予定ですが、国分寺市との取り組みも不確定(3月23日現在)であり、市民検討委員の選定も出来ない状況にあります。

小金井市にとっては、前述の如く“今すぐの緊急対策”の検討が喫緊の問題であり、先ず当審議会が専門委員会を設けて具体的な試案の検討を進め、今後の情勢の変化に応じて適宜に適正な組織化と審議が進められる体制が必要と考えます。

「焼却処理を前提とした施設場所選定」を東京都に期待するだけでなく、小金井市として実現可能な建設的具體案を検討する組織が必要であります。

仮に、今、場所の問題が解決しても、

「施設稼動までの8年間、小金井市は自市の生ごみをどう処理するのか？」

「従来の広域支援に期待する以外に具体策はないのか？」

具体的対応計画を示せなければ、広域支援各関係先の協力は絶望的と判断されます。

この際、「市民も自分のゴミの処理に直接関わる仕組みと、過去への執着でなく、次世代に繋ぐ未来構想力が問われるインフラ構築」を、緊急問題と長期的問題の2つに整理し、「将来のインフラへ連携させる緊急策の検討の場」を設ける必要があると考えます。

当審議会はゴミ問題に関する直接の審議機関であり、緊急事態に対する具体策を市長に提言する立場としての責任があると考えます。

3. 「目的は何か？」＝小金井市にとって最大のインフラである処理施設のあるべき姿として＝基本となる問題は、“焼却か、非焼却か”でなく、「全市民の健康・安全・安心の保証と、環境負荷最少化」が目的であります。
- 一方、公園・大学校を除けば「人口1人当たり100㎡程度」の極めて限られた住宅地の小金井市では“焼却ガスを排出する処理施設に対し、住民の拒否反応は極めて厳しい状況”にあります。
- 今後の処理施設は焼却以外の方法含め、対応可能な技術の検証と同時に、将来の参考となるデータの収集を含めた実証計画の推進検討を本審議会の専門委員会を設け討議ことを提案します。
- (1) 排出ガスのない施設を含めた徹底的な現場での検証による「安全的かつ確実に、長期にわたって処理が確保される」施設の基本的機能条件の検証
 - (2) ゼロエミッション型施設設計と、地階・地上の多層階化の活用による場所問題（施設場所は土地面積でなく、施設の立体化による総面積の問題）の解決案の検討
 - (3) ゴミの変種・変量に対応できる処理工程管理と、処理現場の作業性等の検証
 - (4) 「技術的合理性」と「市民の健康・安全・安心」が「安定的且つ確実に低コストで処理可能」の保証、及び必要機材・部品の補給とメンテナンスの検証と、実証施設の導入規模の決定
 - (5) 将来を見据えた財政健全化の方式として、一般廃棄物処理基本計画にある如く、将来の「市民参加のPFI方式」実証プロジェクト事業化への検討等

4. スケジュール試案

- 3月＝「小金井市廃棄物減量等推進審議会」における「専門委員会」開設要請
 4月＝当面の専門委員会のメンバーの選定・運営方針・その他決定
 ＝国分寺市との連携問題の推移により、必要に応じ専門委員会の役割の見直し
 ＝具体的に実現可能な目標の設定と、推進策の検討
 5月＝各メーカーの施設見学・検討・必要な専門家を含めた計画の検討
 6月＝導入の基本計画と、メーカーのプロポーサルの検討
 7月＝実証処理方法の決定、メーカーとの協議と導入方針決定、機器発注
 8月＝分別・収集のソフトの再検討

5. 処理技術の信頼性の検討と、各関係先への緊急処理計画の推進協力お願い

[主な処理技術]

- ・焼却処理 ＝実最新技術の術態と問題点・メリット（環境負荷・健康・安全・コスト等）
- ・炭化処理 ＝焼却処理技術の一つ、愛知県田原市でPFI方式により導入
- ・排水浄化処理＝水質浄化技術、イビデン他電子部品洗浄（高酸素系共生菌叢処理）
- ・亜臨界処理 ＝高圧水蒸気による分解技術、北海道白老町で導入、産業界で広く実用済み、イビデンその他で生ごみ処理の実証施設
- ・減圧高速発酵＝酵素による高速分解技術、農水省補助金事業、シンガポール他堆肥化
- ・炭素化処理 ＝窒素ガス100%（酸素ゼロ）の炉内熱処理技術＝最終残渣は炭素のみ、金属も酸化ゼロ。トヨタメタル(株)で車体シュレッダーの処理施設として導入決定
- ・サイクロン乾燥処理＝(株)オカドラ、食品メーカー・量販店・デパート等で広く採用

[関係関連先]の協力要請

- (1) 審議会委員・専門検討委員に必要な知識・情報の共有のため、各企業の施設見学・検証
- (2) 市民への広報
- (3) 特に支援自治体への説明と協力をお願い
- (4) 関連行政省庁部門への支援要請等

[ソフトの検討と将来構想]の設計

- (1) 「生ごみ」「紙くず」「草木」「プラごみ」等の分別・回収・資源化の収集システムの再検討
- (2) 災害時支援施設として、浄化水は中水に利用可能の検証と認定
- (3) プラスチックごみ等の無機質や難分解質の安全無害化処理と分析データの収集
- (4) 環境汚染ゼロエミッション化による「大都市近郊型循環社会構想<小金井モデル>」の未来設計と市政50周年事業化の検討へ

6. これからの作業と方向＝「小金井市を世界のトップランナーにする市民自身のプロジェクト」へ “ごみの逆風を一挙に順風に変える、「環境小金井の市民戦略」に”

- (1) 詳細は施設メーカーとの協議によるが、小金井市のゴミによる実証のための検証施設に必要な建設場所は、極めて限られた面積で十分と推定される
平成29年後の本格施設場所は今後の状況の推移によるが、小金井市単独の施設に場合は更に早期に浄水場・上水道ポンプ施設と同様に、地下でも全く支障の無い処理施設の建設が可能(地下の場合は水温が安定的で酵素の活用環境に好都合、より省エネ化が可能)
- (2) 完全消臭技術の効果検証(パッカー車、生ごみピット、作業場等の完全洗浄と消臭システム)
処理場は、毎日のゴミ在庫ゼロ。毎日完全洗浄の衛生的で清潔な処理施設になる
- (3) 従来の迷惑施設のイメージを一新する「市民への適時・適正の正確な環境負荷情報の提供と、
“焼却・非焼却の区別”で無く、「技術の徹底確認・評価」による処理施設を市民と共同管理する新しい“快適空間創造の場”への未来志向型発想の推進
- (4) 市民自身が「自分のゴミを自分で処理する仕組み」により「市民の参画と知恵」を活かす検討
＝行政に100%委託するだけでは、「将来の多様化する社会のニーズに対応できない」
＝小金井型の産学民官のPFI組織等による「ごみ処理事業への市民参画化」へ
＝大都市近郊型の循環環境社会構想(小金井モデル)を企画・推進し
世界トップの環境都市になるチャンスとして、夢の実現を目指す

7. 期待できるメリット

(1) 特別予算不要＝現在の処理実費内で実施可能、同時に他市への持込ゴミの解消実現

(2) 実証施設による新しい可能性が大きく広がる

- a. 「ゼロエミッション施設による「大都市近郊型環境都市・小金井モデル」の具体化
- b. 「地下利用と多階層化による「必要土地面積の合理化」と「用地選定の可能性の拡大」、
「他の施設との複合化」等の選択肢がひろがる
- c. 水質浄化設備と同時に、地下貯水槽設置による「災害時救援機能施設」の併設化
- d. 「使用エネルギーの大幅節減」と、「全市民の健康・安全・安心を保証」を実現できる
- e. 地下・半地下は温度が安定し酵素分解に好適であり、地下・半地下の処理施設と複合して、
新しい市民利用施設の併設等による快適空間創造の可能が広がる。
「新しい市民のトロの森」や、小金井の景観「ランドスケープ」等の未来創造型施設へ
- f. 実質 CO₂ の発生は焼却方法と単純比較で、約90%の削減が可能となる
- g. 操業中の直下型大震災にも「瞬間対応」と、「短期復旧」で他市の緊急支援も可能
- h. 圧倒的なコスト合理化(初期投資、維持修理費、操業コスト、人件費、撤去解体・更地化等)
- i. 機器の移動が可能であり、必要に応じて分散型処理、変種変量対応で、機器の有効利用や
収集車のCO₂削減と、作業工程の合理化が可能となる

結 論

- ・市民が実現したい処理施設のあり方(目的)の明確化と確認が、施設検討の第一要件
- ・処理方法は目的実現の手段である。〈処理方法＝手段は、目的によって変わる〉
- ・処理施設の場所に拘っていても解決の可能性は、更に厳しい環境にある

＝何よりも、先ず小金井市のゴミでスグ検証できる「唯一無二のチャンス」！

検証の結果によって次の展開が可能になる「やってみないと何も始まらない」！

＝実証施設と処理予算は不要であり、現在の処理費用の範囲内で確実に実施できる！

＝リスクヘッジはPFIによるメーカーの現物出資等、確実な対応策が必須条件

＝同時に、他市への持込みゴミが減る！ 4年後には持込みゴミゼロにしたい！

・19年度実績＝可燃ごみ処理費だけで 「総額＝約15億4千万円」

・「可燃ごみ 1トン当り＝9万円以上」（平均的焼却施設の処理費の2倍を超えている）

・「可燃ごみ 一世帯当り＝28,400円＋ごみ袋代」＝約 33,600円

・現状では「世界一高額のごみ処理費」＝全額市民負担の血税が煙になっている！

以 上

平成21年
4月1日から!

家電リサイクル法の対象機器が追加されます!
**液晶テレビ・プラズマテレビ、
衣類乾燥機**が加わります!

ブラウン管テレビ

エアコン

冷蔵庫・冷凍庫

洗濯機



液晶テレビ・プラズマテレビ



衣類乾燥機



きちんと
リサイクル
されるんだ!



家電
リサイクルが
もっと
進むのネ!

これまでのブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機に加えて、
液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機もメーカーによって
回収・リサイクルされます。

家電リサイクル対象機器に、 液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の政令改正によって、平成21年4月1日より、新たに対象機器が加わります。

平成13年に施行された家電リサイクル法の政令が改正され、新たに対象機器が追加されました。対象機器は液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機です。使用済みとなったこれらの製品を廃棄する際には、これまでの家電4品目（ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）と同様に、リサイクル料金を支払い、小売店に引き渡すこととなります。

従来の家電リサイクル対象機器

ブラウン管テレビ

エアコン

冷蔵庫・冷凍庫

洗濯機



新たに加わる家電リサイクル対象機器



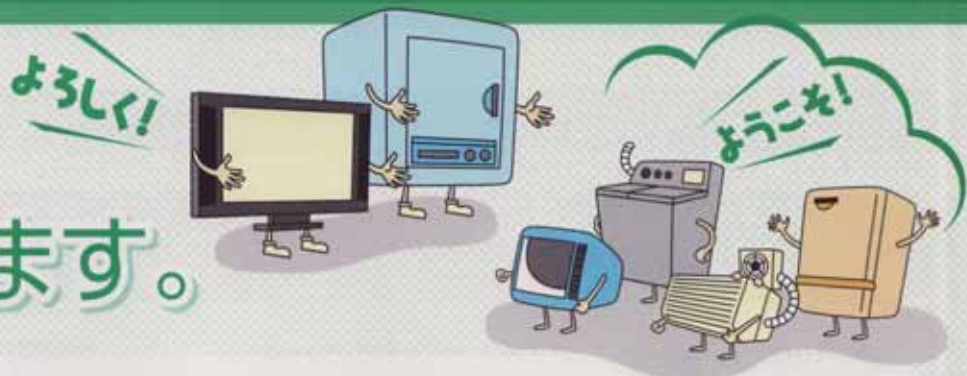
液晶テレビ[※]・プラズマテレビ



衣類乾燥機

※携帯テレビ、カーテレビ及び浴室テレビ等は除きます。

乾燥機が加わります。



家電リサイクル法

Q&A

Q1 どうして対象機器が追加されるのですか？

A1 経済産業省と環境省は、家電リサイクル制度の施行（平成13年）から5年を経過したことを受け、平成18年から審議会において制度の評価・検討を行ってききましたが、この結果を受けて、平成21年4月1日から、対象機器が追加されることになりました。

Q2 どうして液晶テレビ・プラズマテレビが対象になったのですか？

A2 液晶テレビ・プラズマテレビについては、今後急速に普及が見込まれ、将来的な排出台数の増加が予想されることから、対象とすることになりました。なお、液晶テレビのうち、携帯テレビやカーテレビ、浴室テレビ等（浴室等に組み込むことができるように設計されたもの）は対象から除かれます。

Q3 どうして衣類乾燥機が対象になったのですか？

A3 衣類乾燥機については、洗濯乾燥機の普及により既に対象となっている洗濯機と類似商品となっており、今後、洗濯乾燥機の購入時に洗濯機と衣類乾燥機を同時に排出する場面の増加が見込まれることからため、対象とすることになりました。なお、衣類乾燥機は電気式、ガス式の両方が対象となります。

Q4 追加対象機器についてもこれまでの家電リサイクル法と同じ方法で引き渡すのですか？

A4 既に対象機器となっているブラウン管テレビ、洗濯機などと同様、買い換えの場合は製品を購入する小売業者に引き渡してください。買い換え以外の場合は排出する製品を購入した小売業者に引き渡してください。（購入した小売業者がわからない場合は自治体に問い合わせてください）



家電リサイクル法での役割分担



消費者、事業者のみなさん!
適正なリサイクルと不法投棄の防止にご協力をお願いします!

お問い合わせ先

- (財)家電製品協会 家電リサイクル券センター TEL:0120-319640 URL▶<http://www.rkc.aeha.or.jp>

- 北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 環境対策課 011-709-1754
- 東北経済産業局 資源エネルギー環境部 循環型産業振興課 022-263-1111(代)
- 関東経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 048-600-0293
- 中部経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 052-951-2768
- 近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 06-6966-6018
- 中国経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 082-224-5676
- 四国経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 087-811-8534
- 九州経済産業局 資源エネルギー環境部 リサイクル推進課 092-482-5472
- 内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 環境資源課 098-866-1757

- 北海道地方環境事務所 環境対策課 011-299-1952
- 東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 022-722-2871
- 関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 048-600-0814
- 中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 052-955-2132
- 近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 06-4792-0702
- 中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 086-223-1584
- 九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 096-214-0328

- 経済産業省 商務情報政策局 情報通信機器課 環境リサイクル室 TEL:03-3501-6944 URL▶http://www.meti.go.jp/policy/kaden_recycle/ekade00j.html
- 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室 TEL:03-5501-3153 URL▶<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/index.html>